

新潟空港アクセス改善検討委員会設置要綱

制定 平成 19 年 6 月 12 日

（目的）

第 1 条 新潟空港アクセス改善検討委員会（以下「検討委員会」という。）は、新潟空港が地域拠点空港として十分に機能し、これまで以上に新潟県の経済・社会の活性化に寄与していくために必要となる空港アクセスの改善に関して、必要な事項を検討することを目的とする。

（検討事項）

第 2 条 委員会は、超短期・短期的取組についての評価・提言、中・長期案についての実現に必要な事項や情勢変化を踏まえた改善案の見直し等について検討を行う。

（委員及び組織）

- 第 3 条 委員会は、新潟空港アクセスの改善について見識を有する者をもって組織する。
- 2 委員会には委員長を置き、委員の互選によって定める。
 - 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
 - 4 委員の任期は、平成 19 年 6 月 12 日から平成 20 年 3 月 31 日までとする。

（守秘義務）

第 4 条 委員は、委員会において知り得た情報は、他に漏らしてはならない。この委員会の任期が終了した後も同様とする。

（会議の開催）

- 第 5 条 委員会は委員長が招集する。
- 2 委員長が必要と認めた場合は、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。
 - 3 会議開催に必要な定足数は、過半数以上とする。

（庶務）

第 6 条 委員会の庶務は、交通政策局港湾振興課に置く。

（雑則）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 6 月 12 日から実施する。